

2023年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項
(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条
並びに会社法第801条第3項第2号に定める書面)

大阪府中央区道修町四丁目1番1号
武田薬品工業株式会社
代表取締役社長 CEO クリストフ ウェバー

神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地1
iPi 設立準備株式会社
代表取締役社長 藤本 利夫

武田薬品工業株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び iPi 設立準備株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2022年12月21日付けで締結した「吸収分割契約書」（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、分割会社が承継会社に対し、分割会社が営む湘南ヘルスイノベーションパークに係る運営事業に関して有する権利義務を承継させる旨の吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

なお、本吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割です。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事後開示事項は、下記の通りです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2023年4月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

分割会社は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割を行ったため、同法第784条の2柱書但書に該当し、同条に基づく手続の適用はございません。

3. 分割会社における会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

- (1) 分割会社は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割を行ったため、同法第 785 条第 1 項第 2 号に該当し、同条に基づく手続の適用はございません。
 - (2) 分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、同法第 787 条の規定に基づく手続の適用はございません。
 - (3) 分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2023 年 1 月 26 日付けで官報及び電子公告による公告を行いました。同条第 1 項の規定により異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 承継会社は、会社法第 797 条第 4 項第 2 号の規定により、2023 年 1 月 26 日付けで、承継会社の株主に対し、本吸収分割をする旨並びに吸収分割会社である分割会社の商号及び住所を官報により公告いたしました。同条第 1 項に基づく請求をした株主はありませんでした。
 - (3) 承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 1 月 26 日付けで官報による公告を行いました（なお、知れている債権者がありませんでしたので各別の催告は行っておりません）が、同条第 1 項の規定により異議を述べた債権者はありませんでした。
5. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
- 承継会社は、2023 年 4 月 1 日をもって、本吸収分割契約に基づき、分割会社から、同社が営む湘南ヘルスイノベーションパークに係る運営事業に関して有する権利義務を承継いたしました。
6. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
- 2023 年 4 月 3 日に行う予定です。

7. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上